

## 飯山市景観審議会 会議概要

1 会議名	第1回飯山市景観審議会
2 日 時	平成26年8月25日（月）16：00～18：00
3 会 場	飯山市役所
4 出席者	斎藤委員、千坂委員、佐藤委員、手塚委員、阿部委員、伊東委員 新山委員、鷺尾委員、大坪委員、水野委員、北山委員、月岡委員 （：欠席）松永委員、牧委員
5 市側出席者	（事務局）建設水道部長、まちづくり課長、まちづくり課長補佐 まち並整備係長、文化振興係長、計画係1名 まち並整備係2名
6 その他出席者	なし
7 傍聴者	なし
8 報道関係者	1社
9 会議概要作成年月日	平成26年8月27日

進行：建設水道部長

### 1 開会

（部長）

皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。只今から第1回飯山市景観審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、公開とし、後日、市のホームページにおいて議事録の公開をいたします。また、議事録作成のため録音させていただきますがよろしくお願いします。

続きまして、本日、報道機関1社が取材で入室しておりますがご了解いただきたいと思います。

### 2 委嘱書の交付

（部長）

足立市長より委員の皆様に対しまして委嘱書の交付をいたしますので、お一人ずつお名前をお呼びいたしますのでお受け取りください。

飯山市長より委嘱書の交付

### 3 市長あいさつ

（部長）

それでは、開会にあたり、足立市長よりごあいさつを申し上げます。

（市長）

第1回の飯山市景観審議会の開催にあたり委嘱書の交付をさせていただきました。この度は委員をお引き受けいただきまして心からお礼申し上げます。

さて、この度飯山市では、新幹線開業後を見据えこの地域がもつ素晴らしい景観を保全し、いっそう活用していくことがこれから重要になると感じております。

6月議会には景観条例を定めたところでございまして、今後につきましては、これを進めるために飯山市の景観計画を策定いたしまして、そこに景観の方針や、様々なルールを盛り込み、市民の皆さんとともに進めてまいりたいと思います。この管内は信越自然郷という9

市町村の広域観光連携を進めているところですが、その中心市として、先導する景観まちづくりを進めていきたいと思っております。

飯山市にとって景観は重要なものでございます。本日は、この計画について委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、この計画をつくっていきたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いします。

(部長)

ありがとうございました。市長は公務のため、会議途中にて退席させていただきますが、よろしくお願いします。

つづきまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日、松永委員、牧委員が欠席の連絡がございました。現在の出席委員は 14 名中、12名でございます。過半数以上の出席をいただいております。飯山市景観条例第 31 条第 2 項の規定により、本会議が成立したことをご報告申し上げます。

#### 4 自己紹介

(部長)

それでは、自己紹介をお願いしたいと思います。今回は、景観審議会におきまして最初の会議ということでございますので、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員より自己紹介をいただいた)

#### 5 景観審議会について

(部長)

続きまして、景観審議会の概要について事務局よりご説明をさせていただきます。

(事務局)

景観審議会について概要説明

#### 6 審議会会长の選出

(部長)

次に、審議会の会長の選出ですが、市条例第 30 条によりますと審議会に会長を置き、委員が互選することになっております。どのように選出したらよろしいかお諮りいたします。

(新山委員)

事務局で腹案がありましたらお願ひします。

(部長)

ただいま新山委員より、事務局の腹案についてありましたがそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、事務局より申し上げます。

景観の分野に精通し、この度の景観計画策定におきましても委員長でありました、斎藤 潮 委員に会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(出席委員全員の承認をいただいた)

(部長)

ありがとうございます。斎藤会長は会長席にご移動をお願いします。  
それでは、斎藤会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(斎藤会長)

この飯山の美しい景観を守り育てるという仕事ができることを大変光栄に思います。私は景観を専門にしておりますが、飯山の様々な事情に詳しいわけではありません。景観審議会の発足にあたりましては地元の千坂先生生こそがふさわしいとお話ししましたが、千坂先生からしっかりとサポートするのでという力強いお言葉をいただきましたのでお引き受けすることにしました。 委員としても一生懸命、飯山の景観を良くするために頑張ってまいりますので、皆様のお力添えをお願いします。

(部長)

ありがとうございました。

## 7 職務代理の選出

(部長)

次に職務代理の選出であります。市条例第30条第3項により会長が指名し、会長が欠けたときはその職務を代理することになっております。斎藤会長よりご指名をお願いします。

(斎藤会長)

さきほどのあいさつでも触れましたが、職務代理として千坂委員にお願いしたいと思います。

(部長)

それでは、職務代理としましては、飯山市景観形成推進協議会長の千坂委員にお願いします。皆さんの拍手でご確認いただきたいと思います。

(出席委員全員から拍手でご確認いただいた)

(部長)

ありがとうございました。  
それでは、職務代理の席にご移動いただき、ご挨拶をいただきたいと思います。

(千坂職務代理)

会長をしっかりとサポートしていきたいと思います。皆様よろしくお願いします。

(部長)

ありがとうございました。

(部長)

それでは、議事には入りたいと思います。会議の議長は市条例第31条により会長が議長となることになっておりますので、ここからは斎藤会長より議事進行をお願いします。

(市長退席)

## 8 議案審議

議第1号 飯山市景観計画の策定に伴う意見聴取について

**(会長)**

それでは、議第1号 飯山市景観計画の策定に伴う意見聴取について事務局よりご説明をお願いします。

**(事務局)**

配布資料の確認及び議案の説明

**(事務局)**

飯山市景観計画概要の説明

**(会長)**

ご意見をいただく前に、この会議の前に都市計画審議会が開かれております。その会議でもこの内容が説明され、いくつか意見が出されておりでその報告を事務局よりお願いします。

**(事務局)**

本日 13 時 30 分より都市計画審議会が開催されました。

都市計画審議会では通常、都市計画区域においてご審議いただくわけですが、本日については計画区域全般についてもご意見をいただいたところでございます。

いただいたご意見ですが、

1つ目としまして、基本方針には山などの名称が示されているが、地図に反映されていないものもあるのでよりわかりやすいものに今後していったらどうか。

2つ目としまして、本計画は市民が中心となり住民主導ですすめていく計画であるので、わかりやすく自主的に活動ができるよう進めていただきたい。

3つ目としまして、予算がなくなると活動が停滞してしまうことが予想されるので、あまりお金をかけなくてできる活動を作り出していくことが今後重要である。

4つ目としまして、建物の景観や観光だけでなく、ここに住んでいる人を忘れない計画にしていただきたい。

5つ目としまして、担当課だけでなく観光など関係課とよく連携して計画を進めてほしい。

6つ目としまして、飯山の冬もほかにない特色があるので、冬の景観についても取り組んでほしい。

以上のご意見をいただいたところでございます。

**(会長)**

それでは委員の皆さんからご意見をいただきたいと思いますのでご発言をお願いします。

**(委員)**

住民がしっかりと理解し、携わっていくことが重要である。説明会に行けなかった人もいるので、配布物だけでなくケーブルテレビなども有効に活用し、多くの市民に理解が得られ、浸透できよう工夫してほしい。

**(委員)**

最も重要なのは住民参画を誘導する景観まちづくりであると思う。行政や専門家が作った景観では住民は納得しないし、お金が無くなり活動が停滞すると市民の関心も薄れてしまう。お金に依存しない長く継続できる仕組みをつくっていくことが大切であると思う。飯山モデルとなる景観まちづくりを今後検討していってほしい。

**(委員)**

私の地域では景観づくりを継続して取り組むことによって、その大切さや見ていただることによってようやく理解が得られるようになったと思う。継続をどう保っていくかが重要であると思う。

行政としても住民の活動をあらゆる媒体を使って多くの方に知ってもらう努力をし、それが住民の励みになるようなものにしていってほしい。文化的景観に取り組んでいるが、具体的にどのような景観

にしていくか課題でもある。

(委員)

景観賞は継続してやっているのか。

(事務局)

飯山市景観形成推進協議会が中心になり行っています。

(委員)

賞の対象者が個人となっていると思うが、施工業者や設計者も表彰してあげるとかなり景観づくりの意識を高める効果があるのではないかと思う。

景観に配慮した住宅の施工については、住民に説明しても専門家ではないのでなかなか拡がりが期待できない。設計者など専門家を集め研修などをやっていったらどうかと思う。

(会長)

計画にはアドバイザー制度もあるので、その説明を事務局でお願いします。

(事務局)

景観、建築、造園、色彩などの専門家にアドバイザーになっていただき、様々な角度からアドバイスをいただくしきみをつくりていきたいと考えています。

(委員)

市民が参画しなければ何も前に進まないというのはそのとおりだと思う。

個人的には、今あるものを変化させないでそのままの景観でよいと思っている。計画によって新たにつくりあげられたものでなく、できたらそのまま残していくことを考えていきたい。

街なかにある壊れた灯籠のように、何かをつくったら責任をもって継続していくことが大切である。

(委員)

これだけ大きなプロジェクトをするときに、しっかりした受け皿が必要である。区長会としてもしっかり参画して行こうと考えている。どこを重点に順序を決めてやっていきたい。

(委員)

灯籠のお話は私も感じている。行政からお願いされたものの、壊れたときは管理者負担というような仕組みになっていて、住民理解を得られないと長続きしないと感じている。飯山はフラワーロードの管理や家の周りの緑化など景観づくりの意識は非常に高いと思う。あまり手を加えなくてもよいのではないかと思う部分もある。

(委員)

実際、建物を造るときに、お客様は景観を意識して造る人はほとんどいない。阿部委員からもあったように、施工業者や設計者などの意識を高め、業界とも連携して目指す方向を一緒にすることが大切であると思う。

(委員)

新しくつくっていくものに対しては、この計画においてコントロールできるが、今ある景観を阻害する物件をどうしていくのかが課題である。

飯山は玄関先で花を飾っているところが多く、外の方にも評価いただいているが、道路の縁石に土砂がたまりそこから雑草が生えているのが目につく。まちをつくっていくよりも、現状をきれいにしていくことも大切な気がする。

(委員)

私の集落もフラワーロードのような取り組みをしている。みんなでやることを何年も続けることにより、そこに参加することで意識が変わっていくので大変よい取り組みだと思う。

また、夜の景観も重要で、お金がないから電気を消したりしている通りも見受けられるが、人が訪れる所は特に配慮が必要であり、やる気をもって工夫することによってできることもある。

(委員)

景観づくりは自然をいかに守るかがスタートである。一番重要なのは、これ以上自然を破壊しないこと。そして、色彩など景観を阻害しているようなものは少しづつ整えていく。新たなものは景観条例に

おいてコントロールしていくという考え方をもって進めていただきたい。個人的には R117 の静間バイパスの歩道は未だに完成されず、雑草だらけで飯山の玄関口として気になる。そういうところから手をつけるといいのではないか。

(委員)

飯山市の景観の取り組みは長い歴史があるが、フラワーロードを一つとて見ると、区長さんが一生懸命世話をやいていただき、何とか継続されている現状がある。今後、景観づくりに対して地域のリーダー役をどのように養成していくかが重要であると思う。

(委員)

飯山市は緑化に対してかなり進んでいると思う。これからは建物の色彩についておそらくトラブルになる可能性があると思う。看板においても同様である。そうならないためにも啓発活動をしっかりと行つていただきたい。

(委員)

破壊することによって景観がよくなるものもある。1つは廃屋である。但し、目的を達成するためには時間がかかる。景観づくりには時間がかかるものだが、廃屋の問題は景観にとって重要なものの1つである。

(会長)

この審議会は、景観計画(案)の案を取るためにご意見をいただいている。そしてこのようにしてほしいということを市長に対して回答していかなければならない。

審議会の総意として、こういうことは市長に伝えたいということと、個別のアイデアについては付帯意見として市長に進言していきたいと考えています。

お話を伺っていますと、市民というものの存在は景観づくりにおいて最も重要であるということから、景観計画そのものの根本的なものには問題はないが、これを運用していくにあたって市民の意識をどのように盛り上げていくか、一緒にやっていくかが重要であるということが、いただいた意見に共通していると思います。

具体的には、

○勉強会や講習会を開いてPRすることで、単に配布物を配るのではなく、もっとアクティブにPRの仕方を考えていったらどうか。

○もともと飯山の自然は美しいので、それを再認識しながら、まず悪化させずにしていくためにはどうしたらよいのかという問題意識をみんなで考えていくべきだ。

○市民活動を後押ししてほしい。

○お金がなくとも継続していく意識や市民の活動にもっと目を向けるべき。

○継続は力なりということをもっと重視するべき。

○大きな負担を市民に強いいで、小さな工夫で市民が参加しやすい雰囲気をつくってほしい。

○所々で小さな景観への配慮と工夫について掘り起こし、お互い共有できるものにしていったらどうか。

○市民が手を貸しやすいものであること。

という内容が個別的な意見にありました。

総括すると、市民をどのようにこの景観計画の輪に繰り入れて、飯山をより美しくより魅力的にできるかということだと思います。このことについては、この審議会の総意であることをお伝えしてよろしいでしょうか。

(出席委員)

了承。

(会長)

そのほか、空き家問題についてありましたが、景観計画でも見過ごせない話でありますので、これ

については付帯意見としていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(出席委員)

了承。

(会長)

以上今お話しした内容は職務代理と相談して整理し、市長へ回答していきたいと思います。

それでは事務局へお返します。

(部長)

斎藤会長、スムーズな議事進行いただきありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、慎重審議いただき大変ありがとうございました。

## 9 その他

(部長)

その他でございますが、事務局より説明いたします。

(事務局)

計画書 P30 でお示ししているが、現在、市の景観推進組織の飯山市景観形成推進協議会を道路、河川など景観の骨格にかかわる分野の組織や観光など関連する組織の皆さんに加わっていただき、法に基づいた景観協議会として移行し、より推進体制を強化し景観づくりを進めていきたい。H27 年春から発足できるよう検討していきたい。

(部長)

事務局からは以上ですが、皆様から何かご発言がありましたらお願いします。

## 10 閉 会

(部長)

ないようですので、これをもちまして第 1 回飯山市景観審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。